

60年目の反乱！

ある日、祖母が納屋に立てこもった。南京錠を握りしめて。まるで「天の岩戸」事件。「女は黙つとれ」が口癖の祖父への60年目の反乱。祖父は納屋の前でオロオロ。数時間後、父の仲介で和解。(私を可愛がってくれた祖父ではあるが)この時は、(密かに)祖母を応援していた。



(竹内)

令和3年度 住宅ローン減税について

(1)改正の背景

いわゆる住宅ローン控除は、2019年10月の消費税率引き上げに伴い、2020年12月末までに新居へ入居することで13年間に渡って控除が受けられる特例措置が実施されていました。2021年以降は通常の「控除期間10年」へと縮小される予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で低迷する住宅需要の底上げを図るため、この特例措置が2年間延長されました。

(2)改正の概要

新型コロナウイルスの影響で住宅需要の低下が想定されることから、2022年12月末までに入居した場合に限り、引き続き13年間の控除が受けられるようになります。また、これに合わせて同控除の対象となる物件の面積要件が現行の50㎡から40㎡へと緩和されます(所得金額の制限あり)。

【改正のイメージ】

① 改正前

適用要件	区分		控除期間
・床面積50㎡以上 ・合計所得金額3千万円以下	原則	令和3年12月31日までに居住の用に供した場合	10年
	消費税率10%への 引上げに伴う措置	令和1年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合	13年
	新型コロナウイルスの 影響による特例	・令和2年9月30日までの新築住宅契約 (分譲住宅、既存住宅は令和2年11月30日まで) ・上記の契約で、令和3年12月31日までに居住の用に供した場合	13年

② 改正後

適用要件	区分		控除期間
・床面積50㎡以上 ・合計所得金額3千万円以下	消費税率10%への 引上げに伴う措置	・令和2年10月1日から令和3年9月30日までの新築住宅契約 (分譲住宅、既存住宅は令和2年12月1日から令和3年11月30日まで) ・上記の契約で、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合	13年
・床面積40㎡以上 ・合計所得金額1千万円以下			13年

表中にあるように、新築住宅について、優遇された住宅ローン減税を適用するためには、令和3年9月30日までの契約が必要ですので、注意が必要です。

(大寺)

9月の税務

- 9月10日
 - 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月30日
 - 2 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 5 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

退職された方

保険証の回収をお願いします

扶養から外れた方

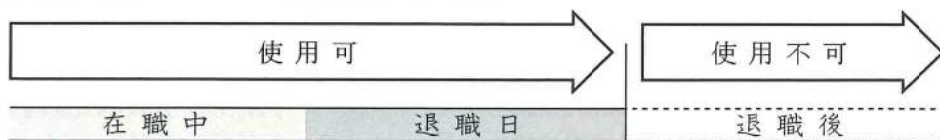
①退職者や
扶養から外れた方の
保険証については、
事業所へ
返却をお願いします。

②事業所の
ご担当者さまは
「保険証」の
回収をお願いします。

③事業所のご担当者さまは、
被保険者資格喪失届・
被扶養者（異動）届に
「保険証」を添付して、
日本年金機構高松広域事務センター
または管轄の年金事務所へ
ご提出をお願いします。

Q 保険証はいつまで使用できるの？

A 保険証が使用できるのは退職日までです



▲ご注意ください！

誤って資格を喪失した保険証を使用し、医療機関を受診してしまいますと、医療費（総医療費の7～8割）をお返しいただくことになります。（西谷）

9月の社会保険労務

30日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告
書提出（年金事務所・公共職業安定所）
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給
権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※老人週間（15日～21日）
健康増進普及月間
船員労働安全衛生月間
障害者雇用支援月間

リスマネ委員会 【地震保険について】

地震保険の対象は居住用の建物と家財です。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されません。

地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となりますので、火災保険への加入が前提となります。地震保険は火災保険とセットでご契約ください。すでに火災保険を契約されている方は、契約期間の途中からでも地震保険に加入できます。

○契約金額は、

建物 火災保険の契約金額に対する割合が30%～50%（限度額5,000万円）
家財 火災保険の契約金額に対する割合が30%～50%（限度額1,000万円）

○保険金は、損害の程度に応じて一定割合が支払われます。

全損－地震保険の契約金額の100%（時価が限度）
大半損－地震保険の契約金額の60%（時価の60%が限度）
小半損－地震保険の契約金額の30%（時価の30%が限度）
一部損－地震保険の契約金額の5%（時価の5%が限度）



毎年9月1日は「防災の日」です。今後予測されている南海トラフ地震に備えて検討してみてもいいかがでしょうか。

（さくらビジネス）

弊社ホームページ「お役立ちコーナー」のご紹介

さくら合同事務所のホームページには、会社案内やスタッフによるリレーブログのほか、企業経営者をはじめとする様々な団体・組織等の皆様にお役に立つ情報を掲載しております。

いくつかご紹介しますと…

- ★Q&A 経営相談…経営や労務等、経営に関する様々な問題をQ&A形式でご紹介
- ★税務カレンダー…税務上の期日等をカレンダー形式でご案内
- ★税務Q&A…税法上の様々な疑問をQ&A方式で解説
- ★経営指標速報版…業界毎の経営指標の平均値や黒字企業の平均値をご提供
- ★相続税・贈与税シミュレーション…家族状況や所有財産、将来の贈与案を入力し相続税・贈与税の総額を試算できます
- ★補助金・助成金情報…四国4県の補助金・助成金・融資等の情報を掲載

この他にも、医療経営や社会福祉法人・公益法人運営にまつわるQ&Aなど、豊富なメニューでの情報提供を行っております。WEBで「さくら合同事務所」と検索していただき、ぜひご覧ください！

(大寺)

資産税係

【生前贈与の種類】

生前贈与とは、生きていうちに自分の財産を第三者にあげることを言い、下記の種類があります。



① 暦年贈与

1年間で110万円までの基礎控除があるため、この範囲内であれば税金はかかりません。暦年贈与における1年とは、1月1日から12月31日を指します。(この暦年課税については改正が噂されていますが、現在は変更ありません。)

② 相続時精算課税

60歳以上の父母または祖父母から20歳以上の子・孫への生前贈与について、選択できる制度であり、贈与時には控除額が2,500万円ありそれを超えた部分には一律20%の贈与税が課されるものです。その後、相続時にその贈与財産とその他の相続財産を合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算します。

③ 住宅取得資金のための贈与

住宅を購入するための資金であれば、1,500万円まで(一定の要件あり)が非課税となります。対象となるのは20歳以上の子供または孫となります。

④ おしとり贈与

結婚して20年以上経過している夫婦が、居住用の不動産を贈与した場合には、2,000万円の控除が受けられます。

⑤ 教育資金の一括贈与

父母や祖父母などから30歳未満の方が、教育資金として金融機関等との一定の契約に基づき贈与してもらった場合1,500万円まで非課税となります。ただし、贈与者が死亡した時に、もらった子や孫が23歳以上である場合には、一定の場合を除き、残額が相続財産に加算されることになりましたので、注意が必要です。

⑥ 結婚や子育て資金の贈与

父母や祖父母などから20歳以上50歳未満の方が、結婚・子育て資金として金融機関等との一定の契約に基づき贈与してもらった場合1,000万円まで非課税となります。ただし、もらった子や孫が50歳に達した場合など契約が終了した場合には、残額に対して贈与税がかかります。

いずれの場合も、要件の確認などが必要ですので、ご検討される方は当事務所までご相談ください。

(坂田)



インボイス制度と法人成り



個人事業が拡大してきたら会社を設立、つまり「法人成り」を検討している人も多いのではないのでしょうか。「法人成り」には、様々なメリットがありますが、そのうちの一つに法人成りしてから最大2年間(24ヶ月)は消費税の申告が免除されることが挙げられます。現在、個人事業主として消費税の課税事業者であっても、法人成りすると基準期間が存在しないからです。(その他、一定の要件があります。)

ただし、2023年10月1日から消費税のインボイス制度が導入(制度に関してはさくら通信令和3年5月号参照)されるため、法人設立による消費税の免除期間を最大24ヶ月使い切るには2021年10月1日までに法人を設立する必要があります。

法人成りにはメリット、デメリットがありますが、法人成りを前向きに検討されたい方は早めにご検討してみてもいいかがでしょうか？

(後藤)

会計制度

【会社法の改正④ その他の改正2(施行済)】

- ① 株式会社が、当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役設置会社にあつては各監査役、監査等委員会設置会社にあつては各監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては各監査委員の同意を得なければならないことになりました。
- ② 株主が議決権行使書面等の閲覧等の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならないこととし、また、株式会社が、当該請求を拒むことができる場合について、一定の拒絶事由を明文化することになりました。
- ③ 新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権について募集事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合であっても、原則的には、募集新株予約権の払込金額を登記すれば足りることとし、例外的に、登記の申請の時点で募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないことになりました。
- ④ 会社の支店の所在地における登記が廃止されました。
- ⑤ 成年被後見人等についての取締役等の欠格条項を削除し、成年被後見人等であっても、取締役等に就任することができることとした上で、成年被後見人等の取締役等への就任及び成年被後見人等がした取締役等の資格に基づく行為の効力に関する規律の整備を行うことになりました。

(孝志苗)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です!!

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。

広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、誤差を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

第23回 徳島県社会保険協会 けんこうウォーク 参加者大募集!

10月24日(日) 午前9時30分スタート! 小雨決行

協会けんぽも応援しています

受付/午前8時30分から
開会式/午前9時から

●集合場所/むつみパーク蔵本公園(蔵本球場前)

※有料駐車場には、台数に限りがございますので公共交通機関をご利用ください。

※中止の場合は、10月22日(金)午後1時頃に当協会HPでお知らせします。

●参加条件/ 参加者には、体調チェックの記載・手指消毒・検温の実施を行い、37.5度以上の方には、参加を辞退していただきます。
年齢・性別は問いませんが、健康に不安のある方は、必ず医師の許可を受けてから参加して下さい。

●申込方法/ 当日、むつみパーク蔵本公園で受け付け(先着300名)

●携行品等/ ご参加の方は、マスク・水筒・雨具・タオル等持参のうえ、ウォークに適した服装でご参加下さい。

●コース / Aコース(約5km) : むつみパーク蔵本公園~西部公園~剣山本宮(折り返し)~西部公園~むつみパーク蔵本公園

Bコース(約10km) : むつみパーク蔵本公園~西部公園~剣山本宮~眉山山頂(折り返し)~西部公園~むつみパーク蔵本公園

●お楽しみ抽選会!! 景品もたくさんあるよ!!(午後0時頃から)

●解散/ 午後0時30分頃

お問い合わせ : (一財)徳島県社会保険協会

〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目1-77 TEL(088)679-6670

主催/(一財)徳島県社会保険協会 共催/全国健康保険協会徳島支部・徳島県社会保険委員会連合会・徳島県年金受給者協会 主管/徳島県ウォーキング協会

オリンピック

1年延期されていたオリンピックが開催されました。

テレビを付けると色々な競技が行われていて、「本当にやっているんだなあ」というちょっと不思議な感覚がありました。

また、観たことのない競技に触れられるのはオリンピックならではの楽しみ方ではないかと思います。

次回は3年後のパリとなりますが、何の制約もなく開催されるといいですね。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、
の内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負
いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181